

令和7年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日（木） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（14人）

会 長	1 番	前 川 義 憲			
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次			
委 員	2 番	春 摘 要	3 番	宮 内 敬 介	
	4 番	竹 下 るみ子	5 番	林 悦 子	
	6 番	草 刈 満 男	7 番	青 木 正 篤	
	8 番	古 谷 葉 子	9 番	浮 田 益 実	
	1 0 番	葉 狩 健 一	1 1 番	池 本 英 夫	
	1 2 番	細 山 周 一	1 3 番	長 石 憲太郎	

4. 欠席委員（な し）

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

1 5 番	西 沖 和 己	1 6 番	谷 口 真 一
1 7 番	国 石 宣 広	1 8 番	植 木 義 博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について
報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長	山 中 章 弘	書 記	安 道 千 景
------	---------	-----	---------

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	ただ今から、令和7年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し14名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、10番 葉狩健一委員、11番 池本英夫委員にお願いをいたします。 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上、1件提出がありました。 また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。
議長(会長)	次に、日程第2 報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について」を議題とします。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは、議案書の3ページをご覧ください。 これは200㎡未満の農業用施設に対する農地転用報告です。

	(議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上の1件を受理いたしました。 また、地区担当委員の方には詳細な資料をお配りしております。 以上です。
議長(会長)	次に、日程第3 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 農地法第4条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。
事務局長	議案書の4ページご覧下さい。農地法第4条の転用となります。 農地の所在が大字口波多地内、地目は畑、面積は76 m²です。 申請人は〇〇〇〇さんです。 転用の目的は墓地で、転用理由としましては既存の墓の移転となっております。 現在の墓地は山地にあって、また、墓の周りが崩れてきることと、大規模な修繕が必要なことから墓の移転を検討され、申請地を選定したものです。 資力及び信用については金融機関の通帳の写しで確認できており、過去に農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。 許可日から約1ヶ月で工事完了予定で、転用の妨げとなる権利を有する者もないため、転用事業は速やかに実行されると見込まれます。 また、墓地経営に関する事前指導についても、町税務住民課より受けておられます。 事業計画を確認したところ、規模の妥当性については土地利用計画図から妥当と考えられ、周辺農地への影響も問題はないと考えられます。 場所ですが、申請位置図の9ページをご覧ください。 これは、県道大高下口波多線を〇〇方面に向かっていって、その途中の〇〇橋を渡って左に行った農地。この図面で言ったら右下辺りの農地になります。 10ページに公図、11ページに転用事業計画書、12、13ページに被害防除計画書、14ページに土地利用計画図。 この農地は町道と農道に挟まれているので、墓参りに来られた親戚の車を置けるように駐車場を考えられております。 15ページに平面図、16ページに立面図。17ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、5番 林悦子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
5 番	この申請地の上にも畑がありますが、その上も全部墓地になっておりまして、他の家も移転されて、だんだんこっちに持ってこられた状態です。他の家も全部山側の上の方にありまして、危ないようなので〇〇さんも考えられてたようです。

議長（会長）	他に影響もないので、問題ないと思います。 以上です。 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手 願います。 （質問、意見なし）
議長（会長）	よろしいですか。 それでは採決いたします。 議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 をお願いします。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定することにいたしま した。 次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定につ いて」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定についての提出があっ たので、意見を求めるものです。 なお、整理番号1について7番 青木正篤委員主が権利設定を受ける者となっ ている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により 当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 （青木正篤委員退席 午後2時15分）
議長（会長）	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の5ページをご覧ください。 6月20日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定を 求められたものです。 今回利用権設定される面積は全て田で、3,748㎡です。 利用権を設定する者が2名、受ける者が2名となっております。。 期間は3年未満が1,476㎡、10年以上が2,272㎡となっております。 それでは6ページで詳細について説明いたします。 （議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明） 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。

	ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。 青木正篤委員の復席を認めます。
	(青木正篤委員復席 午後2時17分)
議長(会長)	それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。
閉 会	(閉 会 午後2時18分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年7月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一

智頭町農業委員会委員 池 本 英 夫